その他告示

○警察庁告示第二号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年七月二十四日

警察庁長官　楠　芳伸

平和記念公園

期間	令和八年八月五日から同月六日まで		
対象特別要人所在施設の所在地	広島県広島市中区	広島県広島市中区	広島県広島市西区
対象特別要人所在施設の区域	大手町一丁目十番及び中島町一番	大手町一丁目十番及び中島町一番（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	広島県広島市中区	榎町、胡町（次の図面に示す部分に限る。）、大手町一丁目から四丁目まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、加古町、上八丁堀（次の図面に示す部分に限る。）、紙屋町一丁目及び二丁目、小網町、国泰寺町一丁目及び二丁目、堺町一丁目及び二丁目、新天地及び住吉町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、立町、寺町（次の図面に示す部分に限る。）、十日市町一丁目及び二丁目、土橋町、中町、西十日市町、一丁目、猫屋町、八丁堀、広瀬北町（次の図面に示す部分に限る。）、広瀬町、袋町、富士見町（次の図面に示す部分に限る。）、舟入中町、舟入本町（次の図面に示す部分に限る。）、舟入町、堀川町（次の図面に示す部分に限る。）、本川町一丁目から三丁目まで、本通並びに三川町及び基町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	上天満町、観音本町一丁目、観音町、天満町、中広町一丁目及び東観音町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び広島県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○外務省告示第二百四十号

令和八年七月八日にホニアラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

令和八年七月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ソロモン諸島の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とソロモン諸島政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三十億円（三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、財政及び経済の強靱性強化のための開発政策借款として、ソロモン諸島政府による経済改革措置のための計画（以下「計画」という。）においてソロモン諸島政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ソロモン諸島政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、ソロモン諸島政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、二・三五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後一年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ソロモン諸島の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、ソロモン諸島政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で決定する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の取決めによって修正することができる。

4　ソロモン諸島政府は、ソロモン諸島政府の名義で開設される国家予算勘定に、借款の円貨による支出額に相当する額をソロモン諸島の通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ソロモン諸島政府の国家予算に編入される。

5　ソロモン諸島政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って実施されることを確保する。

6　ソロモン諸島政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　ソロモン諸島政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してソロモン諸島において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　ソロモン諸島政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

9　ソロモン諸島政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びソロモン諸島政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年七月八日にホニアラで

ソロモン諸島駐在

日本国特命全権大使　樋口恵一

ソロモン諸島

外務貿易大臣　リック・ネルソン・ホウエニプエラ閣下